

- (1) 家庭の調理用其の他の電熱器は使用を取止めること。
- (2) 営業用の炊事、料理用等の電熱器は出来るだけ其の使用を取止めること。
- (3) 電熱用の電熱器は營業時間の短縮、休日の設定等を考慮し法令に依る消費限度以下に節減すること。

五、ビルジング・事務所等の電燈及び電力

- (1) 日中は日光を利用し點燈は極力避けること。若し點燈を必要とする場合にも窓側の點燈は點けぬこと。
- (2) 廊下、便所等の電燈は燭光を低減すること。

- (3) エレベーターの使用を制限し、荷物運搬の外は最上階のみ運轉を認めること。

六、映画館・劇場等の電燈及び電力

- (1) 不用電燈の消燈を勧行すること。

- (2) 電燈の減燈及び減燈を実施すること。

- (3) 興業時間の短縮、休日制の設定を考慮すること。

七、屋外燈

保安上支障のない範圍に於て特に繁華街、商店街等の街路燈の節減を目標とし極力減燈すること。

鳥取縣公報

第千四百九號

縣令

◇鳥取縣令第十七號

昭和十四年十月鳥取縣令第三十三號鳥取縣漁業取締規則中左ノ通

改正文

昭和十八年二月十九日

鳥取縣知事　土　肥　米　之

第一條第一項中第五号乃至第二十七号ヲ左ノ如ク改ム

五　桁網漁業（方言丹後網ヲ含ム）

六　巾着網漁業

七　揚線網漁業

八　ぼら旅網漁業

九　びうを旅網漁業

十　總網漁業

十一　いわし刺網漁業

一頁

- 縣令
- 告示
- 鳥取縣漁業取締規則中改正..... 貢
- 鳥取縣營業試驗場營業許可部規程中改正..... 貢
- 資源調査員ヲ命ジ醫藥品調査員ニ指定..... 貢
- 彙報
- 國民健康保險組合解説
- 其の他

- (1) 生産に直接關係のない電力を極力節減し所定の消費限度内に於て生産能率を擧ぐること。
- (2) 事務所、寄宿舎等の電燈は減燈減燭する外點け放しを止め電力の使ひ方を工夫し、全從業員に具体的な指針を與へ之を徹底させること。

- (3) 事務所、寄宿舎、社宅等の電熱器は絶対に使用せぬこと。
- (4) 社宅の電燈は一般住宅並の規定に依り極力節減に努めること。

- (5) 事務所、寄宿舎、社宅等の電熱器は一般住宅並の規定に依り極力節減に努めること。

- (6) 生産に直接關係のない電力を極力節減し所定の消費限度内に於て生産能率を擧ぐること。

- (7) 事務所、寄宿舎等の電燈は減燈減燭する外點け放しを止め電力の使ひ方を工夫し、全從業員に具体的な指針を與へ之を徹底させること。

北海道燒尻村長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候係心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度
一、本籍、住所、氏名不詳
二、年齢推定 四十二、三歳位
三、性別 男子
四、相貌特徵 不詳
約一年數箇月前ニ死シタルモノニシテ頭部、
双腕、足關節部以下左右全部離脱シ大腿部以下
白骨ニ化シタル裸體腐爛漏死體ニシテ判明セ
ズ

五、死體發見年月日 昭和十七年九月二十九日
六、死體發見ノ場所 吉前郡燒尻村字西浦海岸
七、取扱者　吉前郡燒尻村長

十二 さば刺網漁業
 十三 かに刺網漁業（すわいがに、たらばがに「方言がさみ」）
 ラ漁獲スルモノ）

十四 とびうを刺網漁業
 十五 わかさき刺網漁業
 十六 いな（せい）刺網漁業
 十七 いわし流網漁業

十八 さば流網漁業
 十九 とびうを流網漁業
 二十 狩刺網漁業（方言三重建網漁業ニ限ル）

二十一 こひ張網漁業
 二十二 敷網漁業（特別漁業ニ該當セザルモノ）

二十三 筏網漁業
 二十四 四手網漁業
 二十五 瓢網漁業（中海ニ於ケルモノ）

二十六 鶴川漁業
 二十七 筏漁業（うなぎヲ目的トスルモノ河川湖沼ニ限ル）

第二條第一項中第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ第七號ヲ第八號ニ改

第十二條ノ一中「専用漁業權並ニ免許漁業權ニ屬スル漁業若ハ機
 船底曳網漁業又ハ其ノ他ノ漁業ニ付テ」ヲ削ル
 第十三條ニ左ノ但書ヲ加フ
 但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限りニ在
 ラズ
 第十五條中第二號及第四號ヲ削リ第三號ヲ第二號ニ、第五號ヲ第
 三號ニ、第六號ヲ第四號ニ改ム
 第十六條第一號中「穀長」ヲ「介穀最長部ノ長サ」ニ改メ同條第
 三號ヲ削リ第四號ヲ第三號ニ改ム
 第十七條中「之ヲ採捕シ」ヲ「ニ於テ之ヲ採捕シ又ハ採捕シタル
 モノ若クハ其製品ヲ」ニ改メ第三號、第五號及第八號ヲ左ノ通
 改ム

三 ます（ほんます、にじます、かわます、いわな、やまめ）
 ほんます

自六月十五日

至十二月五日

にじます、かわます、いわな、やまめ

自二月一日 及 自十月一日

八 えのり（方言「あわ」）

自十一月一日

至二月末日

第二十條中湖山池ヨリ湖山川流末千代川落合ニ至ル區域網目三種
 フ左ノ如ク改ム

湖山川筋

湖山池口ヨリ湖山川流末千代川落合ニ至ル區域網目三種

未滿ノ四手網

自三月一日

至七月三十一日

千代川、天神川、日野川筋

千代川、天神川、日野川各河口ニ於ケル標識ヨリ上流三

百六十米及沿岸左右各五百四十米沖合百八十米以内ノ海

面地曳網及船曳網

十一 あゆ引懸釣（方言「なぐり」）

十二 火光其ノ他ノ照明ヲ利用スル投網漁法（天神川及其ノ支

流ニ於ケルモノ）

十三 壇漬（河川湖沼ニ於ケルモノ）

十四 舒（あゆヲ目的トスルモノ）

十五 抄網（河川ニ於ケルモノニシテ俗稱散餉寄ト稱スル漁法
 ニ限ル）

鮎ノ空懸釣（方言「ゾロ」ニ限ル）

自二月十日 及 自十一月十日

至四月十五日 及 至十一月一日

自六月一日

千代川、天神川、日野川各河口ニ於ケル標識ヨリ上流千五百米ニ至ル迄ノ區域

沿網漁業

自二月一日

至九月三十日

第二十二條中「其ノ區域内ニ於テハ」ヲ「各其ノ定ムル期間内ニ改メ各區域ニ左ノ如ク期間ヲ加フ

湖山池

一 氣高郡湖山村字新開ノ一南東隅ヨリ百八十度ノ線ト

同村字新開ノ三北東隅ヨリ零度ノ線トノ南方位線間

ニ於ケル同村字新開ノ一新開ノ二及新開ノ三地先距

岸九十米以内ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

二 氣高郡大鄉村大字福井字臂力ニ於ケル島崎ノ鼻ト字

下灘之二東南端トノ見通線以内ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

三 八頭郡社村大字樟原字椎ノ木川ニ於ケル中國配電株

式會社設置堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル

迄ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

四 八頭郡社村大字安藏ニ於ケル濫溉用堰堤ヨリ上流十

メ上流十米下流四十米ニ至ル迄ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

五 八頭郡河原町大字河原ニ於ケル第一號堰堤(大井手

堰)ヨリ上流十米下流三十米ニ至ル迄ノ區域

自二月一日

至九月三十日

六 八頭郡河原町大字河原ニ於ケル第二號堰堤(五枚手

堰)ヨリ上流十米下流三十米ニ至ル迄ノ區域

設置ノ堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ

區域

自二月一日

至九月三十日

一 八頭郡若櫻町大字河原前ニ於ケル日本製電株式會社

設置ノ堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ

區域

自一月一日

至十二月三十一日

自一月一日

至十二月三十一日

八東川筋

自一月一日

至十二月三十一日

自一月一日

至十二月三十一日

湖山川筋

自一月一日

至十二月三十一日

自一月一日

至十二月三十一日

竹田川筋

自一月一日

至十二月三十一日

自一月一日

至十二月三十一日

東伯郡旭村大字大柿字東塚道ニ於ケル廣島電氣株式會社

設置ノ標識見通線ニ至ル迄ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

自一月一日

至十二月三十一日

智頭川筋

自一月一日

至十二月三十一日

白土鼻兩側トノ見通線以内ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

會社設置ノ堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル

迄ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

設置ノ堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域

東鄉川筋

東伯郡東鄉村ニ於ケル東鄉川口ヨリ上流百八十米ニ至ル迄ノ區域

迄ノ區域

自一月一日

至十二月三十一日

日野川筋

日野郡神奈川村大字河崎字白住ニ於ケル廣島電氣株式會社設

置發電所堰堤(旭堰堤)ヨリ上流十八米下流三百六十米ニ至ル迄ノ区域

自一月一日

至十二月三十一日

日野郡江尾村大字佐川ニ於ケル廣島電氣株式會社設

置發電所堰堤(旭堰堤)ヨリ上流十八米下流三百六十米ニ至ル迄ノ区域

自一月一日

至十二月三十一日

三

日野郡江尾村大字佐川ニ於ケル廣島電氣株式會社設

置ノ發電所堰堤(旭堰堤)ヨリ上流十八米下流百

六十米ニ至ル迄ノ区域

自一月一日

至十二月三十一日

告示

◆鳥取縣告示第八十五號

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八九二號鳥取縣蠶業試驗場蠶業講

習部規程中左ノ通改正ス

指定セリ

昭和十八年二月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

第二條中「本蠶業講習部ハ」ノ下ニ「青年學校令第十五條ノ規程

◆鳥取縣告示第八十六號

昭和十八年第一回ノ資源調査員ヲ命ジ醫藥品調査員

指定セリ

昭和十八年二月十九日

鳥取縣知事 土肥米之

調查區域

身分

氏名

住 所

鳥取警察署管内

薬劑師 吉田太一 鳥取市茶町八ノ二

岩井警察署管内

前田益夫 岩美郡本庄村大字新井三七八ノ一

若櫻警察署管内

土肥米之

同

鳥取縣知事 土肥米之

自一月一日

至十二月三十一日

昭和十八年二月十九日

(第三種郵便物認可)

七

五 西伯郡春日村大字吉豊千ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌漑用堰堤(五千石堰堤)ヨリ上流三千米下流五百六十米ニ至ル迄ノ區域

自一月一日 至九月三十日

六 西伯郡大幡村大字吉定ニ於ケル灌漑用堰堤(五千石堰堤)ヨリ上流三千米下流五百六十米ニ至ル迄ノ區域

自一月一日 至五月三十一日

七 西伯郡幡鄉村大字大殿ニ於ケル灌漑用堰堤(豐田堰堤)ヨリ上流二十米下流五百六十米ニ至ル迄ノ區域

自一月一日 至五月三十一日

法勝寺川筋

米子市大字觀音寺ニ於ケル鳥取縣設置ノ灌漑用堰堤ヨリ上流十八米下流百八十米ニ至ル迄ノ區域

自一月一日 至五月三十一日

第二十三條 左ノ區域ニ於テハ水中ノ砂礫ヲ採取スルコトヲ得ズ

鳥取市大字叶ニ於ケル源太橋ヨリ下流三百米ノ線ヨリ下流千二百米ニ至ル迄ノ區域

第四十七條 本令施行前舊規則ニ依リさば巾着網漁業、いわし巾

第三〇〇番屋敷

入江 雅藏 入江 雅藏 入江 雅藏

智頭警察署管内 同 同 同

鳥雄 邦子 鳥雄 邦子 鳥雄 邦子

寶木警察署管内 同 同 同

河本重太郎 河本重太郎 河本重太郎

中原 健 東伯郡倉吉町大字

遠藤 士郎 東伯郡倉吉町大字

小坂元三郎 小坂元三郎 小坂元三郎

米子市角盤町 大正町一〇七九

宮本 元衛 米子市角盤町

足立 勝祐 西伯郡境町大字本

増谷慶二郎 内田隼一郎 日野郡津町大字本

黑坂警察署管内 同 同

高橋五〇三

西伯郡境町大字本

森山六三九

日野郡根雨町大字本

根雨六三九

自一月一日 至九月三十日

(3)

若し設立委員が地方長官の定めた期限までに設立の認可申請をしない時は、規約の作成其の他設立に關して必要な處分をする

4) 強制加入

イ、前述のやうに（任意設立の場合）組合員の加入は任意加入

三、組織

- (1) 貧困のため法令に依る救護を受ける者
(2) 地方長官が特別の事由ありと認めた

卷之三

イ、特別の事由に依り命令を以て定めるものは組合員とならぬ

ロ、強制設立並に處分設立の場合は組合員たる資格を有する者は總て組合員となるのである（法十條第二項）

四、強制設立並に處分設立の場合は組合員たる資格を有する者は離して組合員となるのである（去十条第一二頁）

居る家には團体組合へ加入することを任意とすることもある

除外すべきもの

(1) 療養給付並に療

- イ、療養給付

(1) 健康保険の被保険者

(2) 他の組合又は組合の事業を行ふ法人の被保険者

(3) 特別の事由ある者であつて規約を以て定めるもの

ロ、職員健康保険、船員保険の被保険者の私傷病に付き療養に
關する給付をなす官業共濟組合、警察共濟組合、政府職員共
濟組合、教職員共濟組合の組合員

- ## 四、保険医（昭和十七年法律第三九號）

四、保險醫

イ、保育士及び保健師は講師、幼稚園又は保健室にて教

2)

(2) 一部負擔
イ、之の療養給付に要する費用の一部を組合員が負担すること
となる（法第二十條）

鳥取縣公報 第千四百九號

昭和十八年一月十九日

(第三種郵便物認可)

(第三種郵便物認可)

(規約)

(3) 助産費支給

助産の給付に代へ金五圓を支給する(規約)

(4) 他の組合との調整

◎ 共濟組合との關係

イ、共濟組合の組合員が家族のため國保組合の組合員となつて居る場合

- (1) 本人は被保險者になれないから國保組合の給付は全然受けない
- (2) 被保險者となり得る家族は(前述の通り)は幾人でも次のような給付を受ける

- 共濟組合では扶養家族が入院等で一回十圓以上の治療を要する場合のみに其の五割の給付を受けることになるのであるが、國保組合に加入した後は扶養家族のみでなく其の他の家族に対する分にも亦一回十圓以内の場合でも其の六割を給付されることになる

- 之の外に國保組合の保険料を一割を越えない範圍に於て割引される

- 保健施設の實施を受ける

場合は保険料は割引しない

◎ 健康保険組合との關係

イ、大体共濟組合と同じであるが、扶養家族一回十圓以上の治療を受けた時又は入院の場合健康保険組合より五割、國保組合より五割の給付を受け自己負擔をしなくてよい

ロ、其の代り保険料の割引はしない

ハ、健康保険組合の被保險者は、届出に依つて之を脱退し國保組合の被保險者になれる(但し月給者に限る)

ニ、共濟組合も近い将来健保組合と同様となる見込みである

ホ、轉入轉出の場合は七日以内に届出を要する。轉入の場合は

イ、療養給付は轉入した日から三十日以上

ロ、助産費支給は轉入した日から九十日以上何れも經たねば給付を受けられない(規約)

(6) 住居地以外で診療を受けた場合

イ、縣内や話合ひの成立してゐる府縣では受診証があれば現金

支拂ひの必要なく、又受診証を持合せない場合は治療費を

支拂ひ、其の受取證に依つて組合に請求するのである

ロ、縣外の話合ひの成立してゐる府縣の場合は現金受取證に依つて組合の金を受けるのである(入掛位となる)

本組合の運営を主として本組合の大使命達成のため、本組合の事業であつて、出来るだけ之が擴充強化に努めることとし、其の事業の一例は

(1) 健康診断に關する施設

(2) 健康相談に關する施設

(3) 疾病又は負傷の豫防に關する施設

(4) 保健に關する施設

(5) 保健婦の設置

(6) 其の他健康の保持増進に關する施設、乳幼兒保護、母性保護、児童保護に關する施設等

三、保険料の徵收

(1) 基本保険料

組合を經營するには概ね次の経費を要する

イ、醫療費(平均一人一年間の療養費、農山漁村は四圓乃至六

圓位、市は十圓位)實績調査に依る正確な基礎と或る程度の安全率の見込みに依つて成るべく適確を期すること。實

績調査をなし得ない場合は前の標準を參照し、諸材料を蒐集參照して成るべく適正を期し算定することと

る

- (3) 滞納處分
保険料其他本法の規定に依る徵收金を滯納する者がある場合は市町村税の例に依つて處分することが出来る(法第八條)

- (4) 其の他葬祭費の給付、手當金給付等も組合が充實するに従つて實施することになる

特典

一、國庫補助

- (1) 一般補助　来る四月一日より一圓三十五錢になる
(2) 特別補助　結核性疾病に對する給付期間の延長(百八十日以上一年間)を條件として二十錢、其の他十錢計三十錢を補助される
(3) 以上の合計一圓六十五錢は五年目からは一圓五十錢となる見込みである
(4) 臨時補助　災害、流行病其の他のため經營困難な時は以上の外臨時に補助される
(5) 其の他の恩典　其の他保険料は所得稅課稅額より控除せらる印紙稅は免除される等の恩典がある

始

尾

▲週報

- 西太平洋の作戦に就いて
- 歐洲戰局の推移
- 木材事情と供木運動
- 三月の常會の貢
- ▲寫眞週報
- ビルマ獨立の喜び近し
- △バーモ行政長官とビルマ民衆
- △意氣衝天の防衛軍
- △ラングーンの街の表情
- △ビルマの人と生活(繪畫)
- 戰局好轉をねらふ敵米英の策謀
- 戰ふドイツ國民
- 經濟警察官の手帳から
- 畫家彫刻家の陸軍工兵學校一日入營
- 何故電力を節約せねばならないか
- 帝國議會も教室に

ノ向へ直接同市長宛照會相成度

一、本籍地=住所　不詳

一、氏名(自稱)　吉村キク

一、年齢　推定六十八歳位

一、人相容貌特徵　身長五尺位、皮肉面長顔、女

一、着衣　瓦斯績縫カスリ裕衣一枚

一、所持金品　瓦斯カスリ前掛(小供用)一枚

一、取扱者　帶廣市長

右ハ昭和十七年七月二十五日ヨリ行旅病人トシテ同市行旅病舍ニ收容中九月三十日死亡ス

◎行旅死亡人

岡山縣都窪郡茶屋町長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱ヒノ旨申出有之候ニ付心當ノ向へ直接關係町長宛照會相成度

一、本籍、住所、身分、職業、氏名不詳年齡五十歳位

一、男女、ノ別　男

一、人相、特徵　身丈五尺二寸位、體格、瘠セタル方、顔長キ

- 一、以上は國民健康保險組合の大要であるが、尙ほ
(1) 世帯員の中書生、店員等の同居人も其の世帯に生活する者は被保險者とし、又學生、應召現役軍人(他に世帯を持たぬ者)も留守宅に於て被保險者となる

- (2) 下宿人は其の郷里の組合の被保險者とし、下宿屋の被保險者にはならない
(3) 尚ほ其の他詳細は給付規程、保險料徵收規程等で定める

- 一、要するに、國民健康保險組合は公法的組合であり、健兵健民策の根幹的重要な國策であり、國保實踐の大組織で貧富健弱共に相扶け、保險料二圓の人も五百圓の人も報恩感謝の純情に結び合ひ、健康者は傷病者を扶ることに依つて健康を喜び、不幸傷病を患ふ者は其の恩恵に感謝して再起奉公の生氣を與へる團体である。

X X

方、目、口耳等普通

特徵右目ノ下ヨリ鼻ニ班痕アリ

一、着衣

下着メリヤス白、着物木綿横縞筒袖裕セ一枚、同豆絞リ柄一枚、ボーラー茶褐色一重一枚計三枚

一、遺留品

ナシ

一、死亡ノ區別

病死

一、發見ノ日時及場所

昭和十八年一月一日午前九時
都塙郡茶屋町大字帶江新田千三百四十番ノ一地

一、其他本人ノ取扱ニ必要ナル事項別ニナシ

◎行旅死亡人

西山縣吉備郡在村長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱ヒノ旨申出
有之候ニ付心當ノ向ハ直要關係村長宛照會相成度
一、本籍自稱 浅口郡鴨方町

今井太郎ノ母 今井タケノ

年齡六十九歲

X X X X

鳥取縣公報

第十四百十號

鳥取縣令

縣令

○防空法ニ基ク實費辨償支給規程

一頁

○防空法ニ基ク實費辨償支給規程

○條例

一頁

○有給縣吏貢ノ旅費額及支給方法條例改正

○訓令

一頁

○縣費支辨旅費規則中改正

○告示

一頁

○國費支辨ニ係ル内國旅費減額及支給規程改正

○訓令

一頁

○縣裏金販賣價格指定廢止

○縣立諸學校並青年學校養成所卒業式期日

一頁

○乳用牛、外國種々牡牛ノ結核病検査

○青年學校教員養成所入所女生徒募集

一頁

○保安林解除

○彙報

三頁

○十八年度甘諸增產技術的改善方針

○國防技術指導者練成會

一頁

○靴裏金販賣價格指定

一頁

○十八年度甘諸增產技術的改善方針

○國防技術指導者練成會

一頁

○靴裏金販賣價格指定

一頁

○十八年度甘諸增產技術的改善方針

○國防技術指導者練成會

一頁

○十八年度甘諸增產技術的改善方針